

〔議案第63号〕

鹿角市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
会計年度任用職員制度の新設

問 現行の非常勤職員及び臨時的任用職員との違いは。

答 特別職非常勤職員・臨時的任用職員の任用を厳格化し、一般職非常勤職員として会計年度任用職員制度を新設することで、任用・勤務条件が条例で明確なものとなる。また、週当たりの勤務時間が常勤の職員と同一の「フルタイム会計年度任用職員」の場合は、任用が継続して2年目以降になると、正職員と同様に秋田県市町村職員共済組合への加入となるなど処遇面での改善が図られる。



「地方行政の重要な担い手」の適正な任用・勤務条件を

〔議案第72号〕

令和元年度鹿角市一般会計補正予算（第4号）
まちづくり基金繰入金

問 社会福祉施設等整備支援事業補助金の財源として繰り入れているが使途は適当か。

答 まちづくり基金は、「高齢化社会に対応する福祉活動の促進に関する事業」など5つの事業等の財源に充当する際に積立金処分をすることができるとしており、本事業も基金の設置目的に合致している。

〔議案第72号〕

令和元年度鹿角市一般会計補正予算（第4号）
認可保育園指定管理料等精算金

問 当精算金の額が1億円を超える理由は。

答 （公財）鹿角市子ども未来事業団において保育士のなり手不足等の理由により、当初予定していた保育士数を確保できなかったことや、園児数が定員に満たなかったことによる人件費と管理費の一部が未執行となったものである。

〔31請願第1号〕

秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示すことを求める請願

〔1請願第4号〕

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の秋田市新屋地区への配備反対の意思を示すことを求める請願

〔1陳情第11号〕

鹿角市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意思表明を求める陳情

本請願2件及び陳情1件は要望の趣旨が同様であることから一括して審査を行いました。

「願意妥当と認め採択すべき」との意見と「防衛省においてゼロベースから検討し、今後再調査を行うとのことであるので、その調査結果を踏まえ議論すべきである。また、北朝鮮の飛翔体発射が相次いでおり、国の防衛力の問題や、秋田県や秋田市の動向も見極めていかなければならないことから継続審査とすべき」との意見が出され、採決の結果、本請願2件及び陳情1件については、いずれも継続審査とすべきものと決した。

〔議案第66号〕

鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
国の幼児教育・保育の無償化について

問 国の幼保無償化に係る副食費の無償化に係る対応は。

答 市では、県のすこやか子育て助成事業による助成に加え、独自に副食費の無償化を拡充する部分については、要綱改正にて対応することとしている。また、国の制度による無償化の対象は、3歳から5歳までの年収360万円未満相当の世帯の子供及び第3子以降の子供であるが、所得の高い一部の世帯、およそ50人程度からは副食費の一部を負担いただく見込みである。



幼児教育等の負担軽減を図る幼保無償化

〔議案第72号〕

令和元年度鹿角市一般会計補正予算（第4号）
地域密着型サービス施設等整備事業費補助金

問 国・県の補助単価見直しによる増額補正を行うとのことだが見直しの内容は。

答 本件は、来年4月開設予定のグループホーム建築に対する補助金の増額であるが、ことし10月の消費増税に伴い、10月以降に完成する事業について単価改定を行い増額となったものである。

〔議案第75号〕

令和元年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
認知症総合支援事業

問 認知症初期集中支援チームについて、現在新たにサポート医養成研修を受講希望している医師はどのような方々か。

答 現在3名の医師が受講を希望しているが、かつの厚生病院に勤務する精神科医2名と、鹿角中央病院に勤務する神経内科医1名である。

〔1請願第3号〕

「声良鶏」銅像を鹿角花輪駅前を離れることなく設置することを求める請願

「声良鶏銅像の移設を予定している鹿角市歴史民俗資料館は、鹿角市の文化や歴史を語る上で重要な施設であり、その文化財を活用したまちなか観光の拠点でもある。資料館へ移設することにより歴史的にもさまざまな魅力を有するまちなか回遊を促し、商店街の活性化にもつながることができる」「声良鶏自体の保存や伝承を強く推進していくことこそが重要である」との反対意見と、「鹿角花輪駅前の整備は地域の拠点としての整備である。花輪駅前のシンボルとして唯一残っているのが声良鶏の銅像であることから、移設への反対の署名をされた方々の意見に耳を傾け、駅前に設置すべきである」との賛成意見が出され、採決の結果、本請願については、不採択とすべきものと決した。